

新婚世帯を対象に

住宅取得費用・リフォーム費用・引越費用

を補助します！



以下の対象要件を満たす世帯は裏面の申請方法により申請してください

対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ① 令和5年3月1日から申請日までに婚姻した夫婦であること
※ ここでいう夫婦は岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の届出者も含まれます
- ② 夫婦ともに申請日において市内にある新居となる住宅の住所に住民票があること
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ④ 夫婦の令和4年中の所得を合算した額が500万円未満であること
※ 貸与型奨学金を返済している場合は所得から年間返済額を控除します
- ⑤ 夫婦ともに岡崎市税を滞納していないこと
- ⑥ 夫婦ともに暴力団員等ではないこと
- ⑦ 夫婦ともに過去に同様の補助金の交付を受けていないこと
- ⑧ 申請日より2年以上継続して市内に住み続ける意思があること

対象となる費用

令和5年4月1日から申請日までに夫婦が支払った次の費用が対象です。

- 住宅取得費用** … 戸建住宅や分譲マンションなどの建物の購入費用（土地代は含みません）
リフォーム費用 … 住宅の修繕・増築・改築・設備更新などの工事費用
引越費用 … 引越業者や運送業者へ支払った引越費用

補助上限額

夫婦ともに29歳以下の世帯は対象となる費用を合わせて1世帯当たり上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円です。

申請期間

令和5年6月1日(木) ～ 令和6年2月29日(木) ※ 必着

※ 原則として先着順に申請を受け、予算が無くなり次第終了します。

※ ただし、受付開始～令和5年6月15日の期間は予算に限らず申請を仮で受け、この期間中の申請額が予算額を超える場合に限り、抽選とさせていただきます。

申請方法

申請に必要な書類をすべて揃えて申請期間内に申請先まで持参または郵送にて提出してください。

※ 書類に不備がある場合は受付できませんので、ご不明な点は事前にお問合せください。

申請に必要な書類

必要書類にがあるものが申請に必要な書類になります。

必要書類		書類名
<input checked="" type="checkbox"/>		岡崎市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号または様式第1号-2） ⇒ホームページからダウンロードまたは窓口で配布
<input checked="" type="checkbox"/>		婚姻届受理証明書の写しまたは婚姻後の戸籍謄本 パートナーシップ制度の届出者はパートナーシップ受理証明書の写し
<input checked="" type="checkbox"/>		住民票
夫 <input checked="" type="checkbox"/>	妻 <input checked="" type="checkbox"/>	令和4年分の所得証明書 ※夫婦両方。所得がない方も提出が必要です。 ⇒令和5年1月1日時点で住民登録されている自治体で発行可
<input checked="" type="checkbox"/>		誓約書（様式第2号） ⇒ホームページからダウンロードまたは窓口で配布
令和5年1月1日以前から岡崎市にお住まいの方		
夫 <input type="checkbox"/>	妻 <input type="checkbox"/>	岡崎市税納税（完納）証明書
所得が500万円以上ある世帯のうち貸与型奨学金を返済している方		
夫 <input type="checkbox"/>	妻 <input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
住宅取得費用の補助を受けられる方		
<input type="checkbox"/>		売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>		支払日が確認できる書類
リフォーム費用の補助を受けられる方		
<input type="checkbox"/>		工事請負契約書の写しまたは請書の写し
<input type="checkbox"/>		支払日が確認できる書類
<input checked="" type="checkbox"/>		引越費用の補助を受けられる方
<input type="checkbox"/>		領収書の写し ※支払者氏名・金額・支払内訳・支払日・支払先が明記されたもの。



該当する場合は必要書類に

申請・問合せ先

岡崎市 都市基盤部 住宅計画課 居住支援係

〒 444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 （西庁舎地下1階）

TEL 0564-23-6880

